

下野市LED防犯灯更新・維持管理事業
提案募集要項

令和7年10月

栃木県下野市

募集要項目次

1. 事業の趣旨	3
2. 事業概要	3
(1) 事業名称	
(2) 契約方式	
(3) 契約期間	
(4) 事業内容	
(5) 事業場所	
(6) 業務の範囲	
(7) 支払い計画	
(8) 提案限度額	
3. 応募条件	5
(1) 応募者	
(2) 応募者の役割	
(3) 応募者の資格	
(4) 防犯灯の設置時期	
(5) 応募に関する留意事項	
4. 事業者選定の流れ	7
(1) 応募者	
(2) 応募資格要件の確認及び提案要請	
(3) 契約候補者の選定	
(4) 詳細協議	
(5) 事業者との契約	
(6) 事務局	
5. 事業のスケジュール	8
(1) 日程	
(2) 本事業提案募集の手続き	
(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出	
(4) 提案要請の通知	
(5) 提案書の提出	
(6) 参加を辞退する場合	
6. 審査及び審査結果の通知	11
(1) 審査	
(2) 審査結果の通知及び公表	
(3) 失格	

7. 提示条件	12
(1) 事業の遂行	
(2) 防犯灯数	
(3) 維持管理計画等	
(4) 事業計画書の作成	
(5) その他	
8. 事業の実施に関する事項	12
(1) 誠実な業務遂行義務	
(2) 本事業契約期間中の受注者と下野市の関わり	
(3) 下野市と受注者との責任分担	
9. 参加表明提出書類・作成要領	14
10. 事業提案提出書類・作成要領	15
11. その他事業者が行う業務	16
12. LED防犯照明器具の仕様	16

【別添資料】

別添1「下野市LED防犯灯更新・維持管理事業 提出書類用式」

別添2「下野市LED防犯灯更新・維持管理事業 予想されるリスクと責任分担」

1. 事業の趣旨

下野市は、「犯罪のない、明るいまちづくり」を実現するため、夜間の犯罪抑制対策として防犯灯の設置を推進しており、市内には4,381基の防犯灯が設置されております。

そのうち3,300基については、下野市役所（以下「市」という。）と受注者との間でLED防犯灯設置やメンテナンス等にかかる10年間のリース契約を締結していますが、令和7年11月30日をもって同リース契約が満了となります。

本業務は、設置から10年を経過し、更新時期を迎えるLED防犯灯を委託期間内に更新するとともに、委託期間内で新設設置したLED防犯灯等について適切に維持管理するため、本事業を実施するものとします。

本事業での提案募集の実施は、民間事業者から優れたノウハウを活かした防犯灯の設置状況の正確な把握、設計・施工、事業資金計画、維持管理等に関する一括企画提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を選定することが目的です。

2. 事業概要

(1) 事業名称

下野市LED防犯灯更新・維持管理業務委託事業

(2) 契約方式：賃貸借及び保守業務委託契約

(3) 契約期間：令和7年12月1日から令和17年11月30日まで

① 現地調査期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

ア. 既設防犯灯（既設LED防犯灯を含む。以下同じ。）の位置及び所有者の調査（設置場所、東電引込柱番号、NTT柱番号など設備管理上必要となる各種情報の調査）

イ. 既設防犯灯の設備の調査（灯具、柱の種類など具体的な設備内容の調査）

② 防犯灯更新期間：契約締結日から令和13年3月31日まで

③ 維持管理期間：契約締結日から令和17年11月30日まで

(4) 事業内容

受注者は、市と締結する本事業契約に基づき、提案した内容を市に提供するものとします。

① 提供するサービス

受注者は、市と締結する本事業契約に基づき、自らが行った事業提案による防犯灯（以下「本設備」という。）を導入し、契約期間内において、善良なる注意義務をもって本設備の維持管理を含む包括的

サービスを提供するものとします。

② 対象設備の改修工事

受注者は、本設備の改修工事において、電気工事業者及び、電気工事の下請業者（以下「施工業者」という。）は、担当役割を明確にし、下野市内の工事業者を活用することとします。

(5) 事業場所

所在地：下野市内全域

(6) 業務の範囲

受注者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。

① 現地調査

市が所有する防犯灯の調査：東京電力契約情報を元に、電力契約照合を実施し、電力契約と管理台帳等を一致させることを目的とする。

② 本設備に関する設計、施工、施工管理及びその関連業務

③ 本設備の工事に関連するすべての手続き業務及びその関連業務

④ 本事業における、本設備の更新業務

市が所有する防犯灯における、令和4年度以前に設置した、4, 289基について、更新を行う。

⑤ 本事業期間内における、本設備の維持管理業務

ア．調査業務で本市管理と判明した防犯灯等に加え、契約期間中に本市で新規設置した防犯灯について、事業計画に基づき本市から不具合等などの不具合発生時に連絡を受けた場合、該当設備を調査し、速やかに対応を行い、修繕等を実施する。

イ．市からの連絡受付のためにコールセンターを設置し、本市の依頼に基づき防犯灯の修理等を迅速に行うものとする。（原則3営業日以内）

ウ．設備について、事業者の負担で保険に加入することとする。

但し、加入する種類、内容は本市と協議のうえ定めるものとする。

⑥ 防犯灯管理台帳電子システムの作成及びデータ更新業務

管理台帳の作成及び管理を行い、該当設備に関する既設、新設、撤去、移設等の連絡に基づき、管理台帳電子システムの更新データを作成する。また、④アの修繕結果についても同様とする

⑦ 管理プレートの設置

前項により作成するデータを基に管理番号を表記した管理プレー

トを、歩行者から確認しやすい箇所に設置する。

⑧ 上記以外、事業者が独自に提案する業務

(7) 支払い計画

① 令和7年度 金3,184,000円

② 令和8年度から令和16年度 金9,552,000円

③ 令和17年度 金6,368,000円

(8) 提案限度額

提案者は、以下に示す金額の範囲で事業内容を提案することとします。
なお、下記提案限度を超えた金額で提案した場合は、その提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととします。

総額 : 95,520,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む
(以下、「税込み」という。))

※但し、上記金額は契約時の予定額を示すものではありません。

3. 応募条件

(1) 応募者

① 応募者は、LED防犯灯更新・維持管理事業を行う能力を有する、
単独企業又は複数の企業で構成されたグループで応募することと
します。

② グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社選定し、
その代表者が市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂
行の責を負うものとします。

③ 参加表明時には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の担当役
割を明確にしてください。

④ 応募者は、応募を含むそれ以降の本事業提案に係る諸手続及び本
事業契約に係る諸手続きを行うこととします。

(2) 応募者の役割

① 応募者は、次の役割の全てを担い、グループの場合は各構成員が以
下の役割を分担することとします。

㊦事業役割：市との契約等諸手続きを行い事業遂行の責を負う。

㊧その他役割：メンテナンス等のサービスを提供する。

(3) 応募者の資格

提案書提出者は、次の要件をすべて満たす者としてします。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1
項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締
結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

- ② 本事業の公告日から提案書提出期限までの間に、国、県及び本市の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ③ 本募集要項の配布の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条または第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団員等の構成員と関係を有すると認められるものに該当しないこと、並びに下野市暴力団排除条例に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続きの申立てをしていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされていないこと。または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていないこと。但し、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑦ 国税及び地方税の滞納がない者。

(4) 防犯灯の設置時期

地域間格差ができるだけないように努めてください。なお、設置期間中に、既存の防犯灯の故障等が判明した場合、故障箇所から優先的に設置してください。

(5) 応募に関する留意事項

① 費用負担

応募に関するすべての書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とします。

② 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、原則として提出書類は返却しません。また、市は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

③ 特許権

事業提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、

維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとします。

① 市からの提供資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用できません。

⑤ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの事業提案しか行うことができません。

⑥ 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、ほかの応募者の構成員となることはできません。施工業者についても同様とします。

⑦ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市がこれを認めたときはこの限りではありません。

⑧ 提出書類の変更の禁止

一旦提出した書類の変更はできません。なお、提出書類について参考資料を求めることがあります。

⑨ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とします。

⑩ 事業提案の中止

本事業提案募集を中止する場合、市から、参加表明及び本事業提案があった応募者に通知するものとします。なお、本事業提案募集が中止になった場合でも、応募に関するすべての書類の作成及び提出に要した費用は応募者の負担とし、市は応募者に対していかなる責任も負わないものとします。

4. 事業者選定の流れ

(1) 応募者

応募者は、「3. 応募条件」で定める資格要件を満たす者とします。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、応募者に対し本事業提案を文書で要請します。

(3) 契約候補者の選定

「下野市 LED 防犯灯更新・維持管理事業公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)は、選考過程を経て本事業提案の中から選定委員全員の審査点の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とし

て選定します。

(4) 詳細協議

市は、選定委員会が選定した契約候補者との間で、本事業計画書の作成及び本事業契約を締結するまでの諸条件について詳細協議を進めるものとし、なお、この際の協議は契約候補者が行った本事業提案の範囲内で行われるものとし、

(5) 事業者の選定及び契約

市は、契約候補者との協議が整った場合に本事業の仮契約を締結し、議会承認後に本契約とします。

(6) 事務局

事業提案募集に係る事務局は次のとおりとします。

〒329-0492

栃木県下野市笹原26番地

下野市 市民生活部 安全安心課 (庁舎2階)

電話 0285-32-8894 FAX 0285-32-8609

電子メール anzenanshin@city.shimotsuke.lg.jp

HPアドレス <https://www.city.shimotsuke.lg.jp>

5. 事業スケジュール

(1) 日程

本事業は、次の日程で行います。

	内 容	期 日
①	募集要項のホームページへの掲載	令和7年10月7日(火)
②	募集要項の配布	令和7年10月7日(火)から10月14日(火)
③	応募書類に関する質問の受付	令和7年10月7日(火)から10月14日(火)
④	応募書類に関する質問の回答	令和7年10月17日(金)
⑤	参加表明書類及び資格確認書類の提出期限	令和7年10月22日(水)
⑥	参加資格確認結果及び提案要請の通知(有資格者審査)	令和7年10月27日(月)
⑦	提案書の提出期限	令和7年11月6日(木)
⑧	結果公表	令和7年11月17日(月)
⑨	詳細協議、事業計画書作成	令和7年11月19日(水)
⑩	事業仮契約の締結	令和7年11月25日(火)
⑪	事業本契約の締結	令和7年12月中旬予定 ※議会承認後

(2) 本事業提案募集の手続き

① 実施要領及び募集要項の配布場所

㊦下野市 市民生活部 安全安心課 (庁舎2階)

令和7年10月7日(火)～令和7年10月14日(火)まで
8時30分から17時00分まで
ただし、土・日・祝日を除く

㊧下野市役所のホームページへの掲載

② 募集要項に関する質問受付及び質問回答

募集要項に関する質問は、次により行ってください。

㊦質問は、1問につき質問書(様式第1号)1枚を使用し、事務局にメールで提出してください。なお、複数の質問がある場合には、様式をコピーして使用してください。

質問書は事務局にメールで提出するものとし、電話、ファクシミリ及び口頭並びに持参は不可とします。

メールの送信方法については、必ず件名を「下野市LED防犯灯更新・維持管理事業の件」と記載の上、質問書を添付ファイルとして送信してください。なお、質問書のメール送信後、電話にて到着の確認をしてください。

㊦提出先

下野市 市民生活部 安全安心課 (庁舎2階)

電子メール anzenanshin@city.shimotsuke.lg.jp

電話 0285-32-8894 FAX 0285-32-8609

㊦受付期間

令和7年10月7日(火)から令和7年10月14日(火)まで(必着)

受付時間：8時30分～17時00分まで

※ ただし、土・日・祝日を除く

㊦質問の回答

回答は、本市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を作成し、事務局へ提出してください。

① 提出書類

「9. 参加表明提出書類・作成要領」によります。

※詳細は、別添1「下野市LED防犯灯更新・維持管理事業 提出書類様式」のとおり

② 提出期限

令和7年10月22日（水）まで（必着）

受付時間：8時30分から17時00分まで

※ただし、土・日・祝日を除く

③ 提出方法

持参または郵送（配達確認ができるもので提出期限までに必着のこと）

④ 提出先

〒329-0492

栃木県下野市笹原26番地

下野市 市民生活部 安全安心課 （庁舎2階）

(4) 提案要請の通知

提案提出要請の通知については、参加表明書及び資格確認書類を確認した後に通知します。

(5) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、市が提供する「7. 提示条件」に示す資料を基に「10. 提案提出書類・作成要領」に従い、提案提出書類を作成し、事務局へ提出してください。

① 提出書類

「10. 提案提出書類・作成要領」によるものとします。

※ 詳細は別添1「下野市LED防犯灯更新・維持管理事業 提出書類様式」のとおり

② 提出期限

令和7年11月6日（木）まで（必着）

受付時間：8時30分から17時00分まで

※ ただし、土・日・祝日を除く

③ 提出方法

持参又は郵送（配達確認ができるもので提出期限までに必着のこと）

④ 提出先

〒329-0492

栃木県下野市笹原26番地

下野市 市民生活部 安全安心課 (庁舎2階)

(6) 参加を辞退する場合

応募者が以降の参加を辞退する場合は、令和7年11月14日(金)17時00分までに提案辞退届(様式第5号)を持参または郵送(必着)で事務局に提出してください。

6. 審査及び審査結果の通知

(1) 審査・選定方法

提案書類の内容を「選定委員会」が審査基準に基づき審査し、選定委員全員の審査点の合計点数が最も高い提案者を契約の候補者として選定します。

(2) 審査結果の通知及び公表

- ① 審査結果は、提案者全員に文書で通知するものとします。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。
- ③ 審査結果は下野市ホームページで公表します。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出期限までに書類が提出されない場合。
- ② 提出した書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合。
- ⑤ 記載すべき事項を1つでも欠いた場合。

7. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、本事業提案提出書類を作成するものとします。

(1) 事業の遂行

- ① 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- ② 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議すること。
- ③ 「2. 事業概要」に示す業務を確実に行うこと。

(2) 防犯灯数

次に示す概要データを参考にしてください。

対象となる防犯灯数

4, 381

(単位: 基)

(3) 維持管理計画等

受注者は、防犯灯維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行ってください。なお、維持管理に係る経費は受注者の負担とします。

(4) 事業計画書の作成

契約候補者は、本事業契約締結までに本市と詳細協議を行い、提案書の内容を含めた「事業計画書」を作成するものとします。なお作成にあたっては、提案書と本事業計画書との内容が大きく乖離しないこととします。

(5) その他

本募集要項に定めることのほか、本事業提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知します。

8. 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

- ① 受注者は、本事業計画書、本募集要項、配布資料及び本事業契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければなりません。
- ② 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、市と受注者の両者で誠意をもって協議することとします。

(2) 本事業契約期間中の受注者と市の関わり

- ① 本事業は、受注者の責により遂行され、市は本事業契約書に定められた方法により、本事業の実施状況について確認を行います。
- ② 本事業契約期間中における市民等からの防犯灯等の修繕依頼については、基本的に市が受け付けるものとし、市より受注者へ修繕依頼を行います。

(3) 本市と受注者との責任分担

① 基本的な考え方

本事業提案が達成できないことによる損失は、原則として、受注者が負担しなければなりません。ただし、火災・天災等の不可抗力や運営状況の大幅な変動等、受注者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、受注者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができます。

② 予想されるリスクと責任分担

市と受注者の責任分担は、原則として別添2「下野市LED防犯灯更新・維持管理事業 予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したう

えで本事業提案を行うものとします。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとします。

③ 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、本事業契約書において定めるものとします。

④ 税制

税制リスクの負担関係については、下記のとおりとします。

㊦消費税

消費税増減に関するリスクはサービスを受ける市の負担とします。

㊧消費税以外の税

法人税等の増減に関するリスクは受注者の負担とします。

㊨税の新設

税の新設がなされた場合、当該新税がサービスを享受するものが支払うべきものであれば市の負担とし、地域社会の中で収益を目的に事業を行う者が支払うべき税である場合には受注者の負担とします。これに該当しない場合、市及び受注者双方が協議し決めることとします。

9. 参加表明提出書類・作成要領

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正副各1部）提出してください。

① 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出してください。

② グループ構成表（様式第3-1号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の担当役割を明確にしてください。

③ 施工業者一覧表（様式第3-2号）

複数の施工業者が協力企業として参加する場合は、構成員全てを明らかにし、押印されたものを提出してください。

④ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日から3か月以内に発行されたもの。

⑤ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本の正本で、受付日から3か月以内に発行されたもの。

⑥ 納税証明書

最新決算年度の国税及び地方税の納税証明書（「未納無し」等の記載があるものとする。）の正本、又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書を提出してください。なお、事務所が複数箇所ある場合には、本店所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出してください。

⑦ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体のほか、連結決算分も提出してください。なお、写しでも可とします。

⑧ 会社概要（様式第4-1号）

企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴など（設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数の内容）全て網羅したものを1部綴じたもの。なお、上記の内容をすべて含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認めます。

⑨ 企業状況表（様式第4-2号）

※④～⑨については、②グループ構成表に記載した構成員全てが提出してください。なお、④～⑥については、正本には正本を、副本には写しを綴じてください。

10. 事業提案提出書類・作成要領

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部（正1部、副9部）提出してください。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ア | 提案書提出届 | (様式第6号) |
| イ | 提出書類表紙の記載方法 | (様式第7号) |
| ウ | 提出書類表紙の体裁 | (様式第8号) |
| エ | 提案書提案総括表 | (様式第9号) |
| オ | 使用機器提案書 | (様式第10号) |
| カ | 事業資金計画書 | (様式第11-1号、第11-2号) |
| キ | 維持管理等提案書 | (様式第12-1号、第12-2号) |
| ク | 工事、廃棄計画書 | (様式第13号) |
| ケ | 契約終了後の対応 | (様式第14号) |

※詳細は、別添1「下野市LED防犯灯更新・維持管理事業 提出書類様式」のとおり

① 一般的事項

- ㊦使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとします。なお、原則としてフォントはMS 明朝体12ポイントで統一すること。
- ㊧各提案書類には、各ページの下中央に提出書類ごとの通し番号を付けるとともに、右下に本市が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載してください。
- ㊨各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等応募者を特定できる表示は一切付してはなりません。
- ㊩提案書提出届（様式第6号）により提出書類の構成を示した上で、提出書類に提出書類表紙（様式第7号）を付し、A4縦長ファイルに綴じたもので提出してください。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込んでください。
- ② 事業資金計画書
- ㊰事業収支計画書（様式第11-1号）
契約期間中における、本協会の事業全体に関する収支計画を作成してください。用紙はA3版横書きとします。
- ㊱工事予算等経費計画書（様式第11-2号）
改修工事等の初期投資に係る費用を記入してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。
- ③ 維持管理等提案書
- ㊲維持管理計画書（様式第12-1号）
本設備の維持管理業務に関する計画内容及び維持管理の見積りについて記述してください。
また、維持管理業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば記述してください。
書式の仕様は、A4版1枚で記載してください。
- ㊳緊急時対応提案書（様式第12-2号）
維持管理におけるサポート体制、その他災害を含む緊急時対応方法の考え方について、A4版1枚で記載してください。
- ④ 工事、廃棄計画書（様式第13号）
設置工事に使用する機器の受け渡し、既存の機器の廃棄処理の対応について、A4版1枚で記載してください。
- ⑤ 契約終了後の対応（様式第14号）
契約期間終了後の対応、本設備の扱いに関する内容について、A4版1枚で記載してください。

11. その他事業者が行う業務

(1) 防犯灯管理台帳の作成・管理及び位置図の作成

- ① 既存の管理台帳を基に、管理番号、電柱番号、付近住所、東電お客様番号、設置年月日が記載された新しい管理台帳を作成すること。
- ② 位置図については、既存のものを参考に、管理番号、電柱番号が地図上に記載されたものを作成すること。なお、位置図は町会毎に作成するものとし、適切な町会数でまとめられた図面ファイルを納品すること。

12. LED防犯照明器具の仕様

(1) 適用範囲

本事業に適用するLED防犯灯は、白色系LEDモジュールを光源としたLED防犯照明器具（以下「器具」という。）に適用する。器具は専用に設計されたLEDモジュールを使用したもので、従来の蛍光灯等の器具に管型LEDを取り付けたものは適用外とする。

(2) 適用規格及び参考規格

器具は、次の規格に示す必要性能を満たす他、本書に示す事項を満たすこととする。ただし、規定事項に関し重複する項目がある場合には本書を優先とする。

① 適用規格

- ㊦ JIS C8105-1:2021 照明器具-第1部 安全性要求事項通則
- ㊧ JIS C8105-3:2011 照明器具-第3部 性能要求事項通則
- ㊨ JIS C8153-2015 LEDモジュール用制御装置-性能要求事項
- ㊩ JIS C8154:2015 一般照明用LEDモジュール-安全仕様
- ㊪ JIEG-001(2005) 照明学会・技術指針 照明設計の保守率と保守計画 第3版
- ㊫ 電気用品安全法 別表8
- ㊬ JIS C8152-1:2019 照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第1部:LEDパッケージ
- ㊭ JIS C8152-2:2019 照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第2部:LEDモジュール及びLEDライトエンジン
- ㊮ SES E1901-4:2015 防犯灯の照度基準(日本防犯設備協会基準)
- ㊯ JIS C61000-3-2:2019 電磁両立性-第3-2部:限度値-高調波電流発生限度値(1相当りの入力電流が20A以下の機器)

㊦JIS C61000-4-5:2018 電磁両立性-第4-5部:試験及び測定技術-サージイミュニティ試験

㊧JIL 5004:2022 日本照明器具工業会規格 公共施設用照明器具

㊨光害対策ガイドライン:令和3年3月 環境省

(3) 技術基準

器具の構造、配光(光の形状と明るさ)及び光特性等については、以下項目を満たすこと。

① 構造

通常の使用方法において、LEDの定格寿命期間は、安全な使用が可能であること。

㊩器具取り付け部は腐食及び振動に考慮した材質とする。

㊪透過性カバーは、アクリル樹脂と同等以上の耐光性を持つこと。

㊫器具には電子式の自動点滅器が内蔵されていること。

㊬器具にはLED制御装置を内蔵していること。

㊭電柱、防犯灯専用柱などに既設の防犯灯と置き換えて設置できること。

また、外壁等に設置されている場合であっても、設置出来るもの。

㊮積雪があっても自動点滅器が正常に動作すること、又は積雪による自動点滅器への影響があった場合であっても、形状など影響を最小限とする工夫がなされていること。

㊯器具は、防塵防水性能IP44以上を満たしていること。

② 構造

LED器具は、次の性能を有することとする。

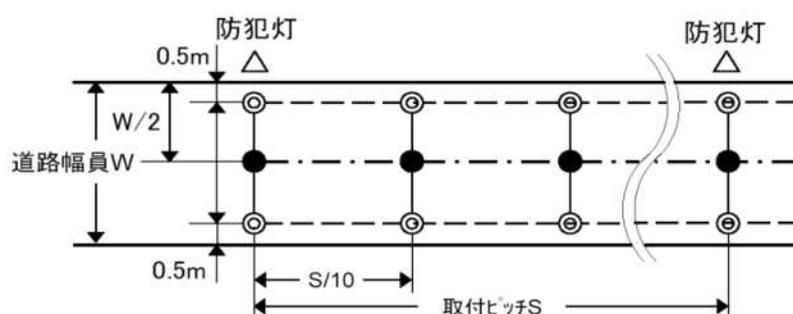
㊰入力電圧は、AC100V±6%(50Hz/60Hz)に対応できること(入力電圧200Vについては個別に協議のうえ対応方法を検討)。

㊱消費電力は、10W/灯以下のもの(電力会社申請時の入力VAが10VA/灯以下のもの)

㊲周囲温度は、-10~35℃を満たすこと。

㊳光源寿命(光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間)は60,000時間以上であること。

㊴光学性能は、20m間隔で設置した場合に(公社)日本防犯設備協会が定める「防犯灯の照度基準(SES E1901-4)」におけるクラスB+を確保すること。



クラスA及びBの場合は、道路中心線上の●印の位置で鉛直面照度を測定する。「防犯灯照明ガイド vol.4」により上記●に加え、道路両端から 0.5m内側の◎印位置でも鉛直面照度 0.5lx を確保する。この場合の保守率は 0.63 とする。

㊦住民への配慮としてグレア（眩しさ）対策できること。農作物への配慮として遮光対策できること。

㊧電波障害の発生が抑制されている器具であること。（表 1）

表 1

項 目	基 準 値	
	周波数範囲	限度値
雑音端子電圧	526.5kHz～5MHz	56db 以下
	5MHz～30MHz	60db 以下
雑音電力	30MHz～300MHz	55db 以下

㊨耐雷サージ 15Kv 以上を確保すること。（コモンモード）

㊩照明は白色系とし、色温度は 5,000K～6,000Kまでとする。

㊪器具光束が 1000lm 以上あること。

㊫製品の製造業者は、ISO9001 認定を取得している国内メーカーの製品とすること。

㊬製品に使用されており LED チップは、製造業者を明確にできること。

㊭フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策をしていること。

㊮自動点滅器を内蔵していること。

③表示

製品に型式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がなされていること。

④その他

㊯屋外用照明器具の製造・販売の実績が 20 年以上あること。

㊰LED 照明器具の製造・販売の実績が 15 年以上あるメーカーの製品とすること。

- ㊦器具メーカーは、㊡及び㊣の条件を満たす国内メーカーとすること。
- ㊥本市発注の LED 屋外照明器具の納入実績があるメーカーの製品を使用すること。